

香芝市上下水道事業告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和6年1月30日から2月12日まで、香芝市上下水道部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和6年1月30日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡憲宏

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

令和6年2月13日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

本町、別所、尼寺、穴虫各地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 本町地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	本町969-1	本町969-1

(2) 別所地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	別所356-6	別所356-6

(3) 尼寺地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	尼寺615	尼寺615

(4) 穴虫地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	穴虫1122	穴虫1122

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地

奈良県第二浄化センター